

○国立大学法人埼玉大学研究機構社会調査研究センター 規程

〔平成25年7月25日〕
規則第10号
改正 令和2. 3.26 元規則43

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第4項の規定に基づき、研究機構社会調査研究センター（以下「社会調査研究センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 社会調査研究センターは、その活動を通して地域社会への貢献及び学術上での寄与を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 社会調査研究センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会調査士・専門社会調査士の養成
- (2) 社会・世論調査の実践及び調査方法の研究
- (3) 国・地方自治体、民間団体、報道機関等との共同研究、共同調査等の推進
- (4) その他社会調査研究センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 社会調査研究センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 社会調査研究センターに、社会調査研究センターの運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、社会調査研究センター運営会議を置く。

(審議事項)

第8条 運営会議は、第3条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第9条 運営会議は、第4条に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第10条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

4 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、運営会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 社会調査研究センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 社会調査研究センターの事務は、研究協力部研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和2.3.26 元規則43)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。